

議案第71号

目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月22日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（平成11年12月目黒区条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の1(1)の項中「40円」を「46円」に改め、同表の1(2)の項中「40円」を「46円」に、「76円」を「87円」に改め、同表の1(3)の項中「40円」を「46円」に、「2,400円」を「3,000円」に改め、同表の2中「2,600円」を「3,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）別表の1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から令和5年10月31日までの間の収集及び運搬に係る有料ごみ処理券を添付する廃棄物の廃棄物処理手数料は、施行日前にこの条例による改正前の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定による廃棄物処理手数料を納付して交付を受けた有料ごみ処理券を添付して廃棄物を排出する場合に限り、な

お従前の例による。

- 4 付則第2項の規定にかかわらず、施行日以後の収集及び運搬に係る粗大ごみの廃棄物処理手数料は、施行日前に収集及び運搬の申込みを受けた場合に限り、なお従前の例による。
- 5 新条例別表の2の規定は、施行日以後に処理の申込みを受けた場合の動物死体処理手数料について適用し、施行日前に処理の申込みを受けた場合の動物死体処理手数料については、なお従前の例による。

(説明) 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。